

2021年8月号

(2021年8月17日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

男性の育児休業取得率の変動、育児休業に関する法改正

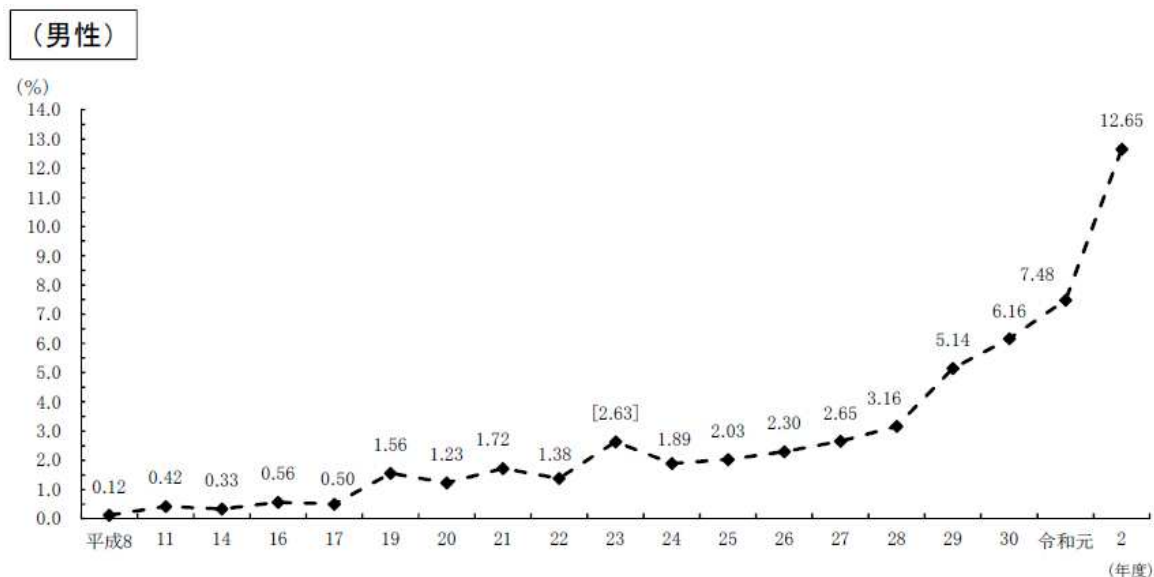
始まる前から波乱万丈だった東京 2020 オリンピック。結果、今回のメダル数は過去最高だったそうです。卓球、柔道、ソフトボール、野球、その他様々な競技で活躍した選手から感動や勇気をもらった方も多いのではないのでしょうか。

さて、今回は育児休業について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆男性の育児休業取得率の変動

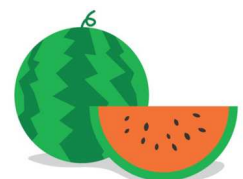
厚生労働省によると、**男性の育児休業取得率は 12.65%**で前回調査(令和元年度 7.48%)より 5.17 ポイント上回り、過去最高になりました。育休を取得した男性のうち、その期間が 5 日未満はおよそ 28%となっています。政府は、男性の育児休業の取得率を 2025 年までに 30%とする目標を掲げています。なお、女性の育児休業取得率は、81.6%でした。



※厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」：<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r02.html>

※注：平成23年度[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

育児休業に関する法改正がいくつか予定されておりますので、主なものを紹介していきます。



◆育児休業に関する法改正1 令和4年4月1日施行

①妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・取得意向確認の措置の義務付け

現行：労働者本人またはその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った時に育児休業制度等の個別周知の**努力義務**

改正：労働者本人またはその配偶者が妊娠・出産したこと等について、労働者から申出があった時に育児休業制度等の個別周知および育児休業等の取得意向の確認(面談等)の**義務**。

②育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の義務付け

現行：なし、改正：以下のいずれかの措置を講じる**義務**

イ：育児休業に係る研修の実施

ロ：育児休業に関する相談体制の整備(相談窓口の設置等)

ハ：その他省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置



③有期雇用労働者の育児休業および介護休業取得要件の緩和

現行：引き続き雇用された期間が1年以上の者、改正：現行の要件**廃止**

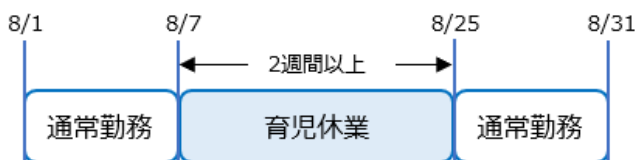
※現行では、労使協定により、引き続き雇用された期間が1年未満の者を育児休業の対象外することが可能ですが、この点については改正後も変更ありません。

◆育児休業に関する法改正2 令和4年10月1日施行

④育児休業中の社会保険料の免除要件の見直し

現行：月の末日時点で育児休業をしている場合に、当該月の社会保険料が免除対象

改正：月の末日時点で育児休業をしていない場合でも、**月内に2週間以上の育児休業**を取得した場合には、当該月の**社会保険料を免除対象**



→ 現行：8/31 月末時点で育児休業していないので
8 月分の社会保険料は免除対象外

→ 改正：8/31 月末時点で育児休業していないが、
8 月中に2週間以上の育児休業があるので
8 月分の社会保険料は免除対象

※育児休業中の社会保険料の免除：イメージ図

なお、賞与に係る社会保険料は、1月を超える育児休業を取得した場合に免除対象となります。

◆育児休業に関する法改正3 施行日未定（公布日から1年6か月を超えない範囲で政令で定める日）

⑤育児休業の分割取得

現行：子が1歳に達するまでの育児休業は、原則は子1人につき1回まで(※1)で**分割取得は不可**、特別な事情(※2)がある場合は再取得可

改正：子が1歳に達するまでの育児休業は、**2回まで分割取得可**、特別な事情がある場合は3回目の取得可

※1：ただし、子の出生後、父親が8週間以内に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても再取得可

※2：新たな産前産後休業等が開始したことにより育児休業が終了した場合、当該休業にかかる子の死亡、配偶者の死亡・疾病、負傷等

⑥育児休業開始日の柔軟化

現行：1歳到達後の休業開始日は、1歳から1歳6か月までの育児休業は子が1歳に達する日の翌日、1歳6か月から2歳までの育児休業は子が1歳6か月に達する日の翌日に限定

→ 育児休業を夫婦で交代する時に、交代時期が**限定されている**

改正：現行に加え、育児休業開始予定日を、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日が可

→ 育児休業を夫婦で交代する時に、交代時期が決められる(**限定されていない**)

◆今月の一言

少子高齢化により人材確保が難しい時代。男性育児休業の実績や積極的な取組みは、採用活動でPRポイントになります。法改正に伴う就業規則(育児介護休業規程)の整備も必要になるかと思しますので、この機会に、育児休業を見直してみてもいかがでしょうか。